

## 下水道展'19 横浜市ブース企画運営等業務委託に関するプロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 「下水道展'19 横浜市ブース企画運営等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手續等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(評価委員長及び評価委員の選定)

第2条 要綱第4条で設置される評価委員会の評価委員長及び評価委員については、要綱第6条に基づき、次のとおりとする。また、委員長に事故等があり欠けたとき対応するため、副委員長を次のとおり定める。

委員長	環境創造局管路保全課長
副委員長	環境創造局下水道施設管理課長
委員	環境創造局政策課下水道政策調整担当課長
	環境創造局下水道事業マネジメント課技術開発・国際担当課長
	環境創造局政策課環境プロモーション担当課長
	環境創造局公園緑地維持課長
	環境創造局環境管理課長

(実施の公表)

第3条 要綱第8条の実施の公表については、次の資料をホームページに公表するものとする。

- (1) 実施要領
- (2) 業務説明資料
- (3) 提案書作成要領

(提案書の提出要請)

第4条 要綱第14条で提出を要請する提案書については、提案書作成要領によるものとする。

(評価委員会の審議)

第5条 要綱第15条の評価委員会の審議について、要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 提案者へのヒアリングを実施する。
- (2) 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 各評価委員の採点の合計点が同点の場合には、評価委員会において採択を行い、当該業務に最も適した者を一位の者として決定する。
- (4) 提案者が一者の場合は、満点の6割以上の評価点をもって、一位の者として決定する。

附則

この要領は、平成31年2月21日から施行する。